

生徒指導の問題

【1】 不登校への対応

事前の対応 **全教職員共通理解の基に共通実施**

【1】 治療的対策

- (1) 高田小内における指導の連携，協力体制の確立（生徒指導・特別支援）
- (2) 不登校の動様を調べ原因の解明
- (3) 家庭＜保護者＞との連携・協力 → ※近年，保護者の養育態度，子どもに対する接し方，家庭内の人間関係，経済状況等が原因となってきた
- (4) 校外の関係諸機関との連携，協力体制の確立 → 教育委員会（担当指導主事）指導主事を通じての保護者の考えの把握，家庭的事情の収集・把握
適応指導教室，教育相談所，病院・医療機関，児童民生委員との連携
- (5) 心の居場所がある学校・学級経営に努める。→学校での出来事をつたえる文書配布等

教育相談活動の充実→毎月第2木曜日（H18. 9より開始），相談ポスの設置

アプローチの例→ お手紙，電話，家庭訪問（管理職も），教育相談の充実
学級便り，1日の様子を伝える，勉強資料

再登校への体制作り→ 保健室登校，放課後登校，休日登校等

【2】 予防的対策

- (1) 「どの子にも不登校の問題は起こり得るという教育的視点を持って」→ 児童の把握や指導に当たる。
- (2) 生活適応・集団適応におけるつまずきの，問題の早期発見・早期対応指導に努める。
前兆行動・症状についての基礎知識「カンセリングマインド」
教育相談体制の充実・研修
- (3) 一人一人の児童理解に努める。→何が不登校の原因なのかの把握
- (4) 授業の改善を図る。わかる喜び授業・自信につながる授業

※ 細かく丁寧な「個人指導記録（カルテ）」の実施→次の学年への橋渡し・対策につなげる等

- 1 休みがちな児童や保健室によく来る児童
孤立しがちな児童を把握する。
(担任，学年主任，養護教諭，生徒指導主任)
- 2 児童が休む要因，保健室来室の原因の究明にあたる。
(担任，学年主任，養護教諭，生徒指導主任)
(保護者との面接・家庭訪問等) ←管理職も進んで加わる。
- 3 状況について報告し，今後の対応について共通理解を図る。
(保健室登校の可能性)
- 4 対応策に基づいて指導にあたる。
- 5 指導の経過について随時報告し，指導を継続する。
- 6 定期的に経過観察をし，生徒指導部会（特別支援）で解決策について検討する。
- 7 継続観察・指導を行う。

登校しづり傾向の児童の把握

※個人指導記録
カルテ作成

原因の究明

長欠対策委員会

対応

長欠対策委員会

関係機関との連携

県教委・市教委
民間の相談機関

対応

報告

長欠対策委員会

対応

【 3 】 問題行動・性行不良への対応

事前の対応 全教職員共通理解の基に共通実施

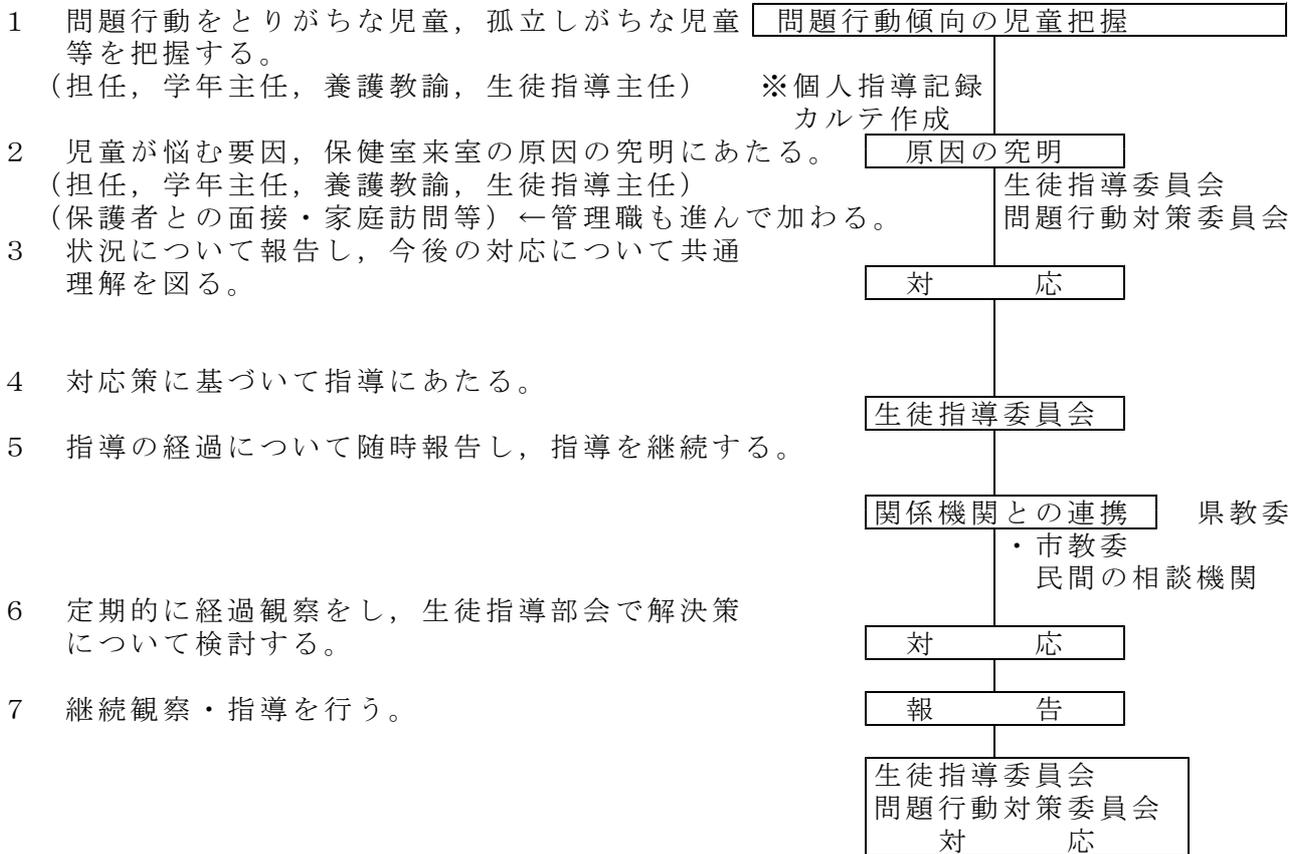
【 1 】 治療的対策

- (1) 高田小内における指導連携，協力体制の確立→校内生徒指導対策委員会の設置
- (2) 問題行動・性行不良児童の動様を調べ原因の解明
- (3) 家庭＜保護者＞との連携・協力 → ※近年，保護者の養育態度，子どもに対する接し方，家庭内の人間関係，経済状況等が原因となってきた
- (4) 校外の関係諸機関との連携，協力体制の確立 → 教育委員会（担当指導主事）指導主事を通じての保護者の考えの把握，家庭的事情の収集・把握
教育相談所，病院・医療機関，児童民生委員との連携

【 2 】 予防的対策

- (1) 問題行動の把握→早期発見・早期対応→ 臨時打ち合わせ，職員会議等での報告→共通理解・共通実践
(児童のシグナルキャッチ)
 - ・無記名によるアンケートにより子どもの本音・悩みを聞き出す
「相談ポスト」の校内設置
 - ・各学級の問題行動，対応等丁寧な記録→「個人カルテの記録」
 - ・教育相談日の設置
- (2) 一人一人の児童理解に努める。→何が問題行動を起こす原因なのかの把握
- (3) 授業の改善を図る。わかる喜び授業・自信につながる授業
- (4) 学校に児童の悩みを受け入れられる場を作る。
- (5) ④学校全体に正義を行き渡らせる。
- (6) ⑤明るく思いやりのある学級，学校作りを推進する。

※ 細かく丁寧な「個人指導記録（カルテ）」の実施→次の学年への橋渡し・対策につなげる等

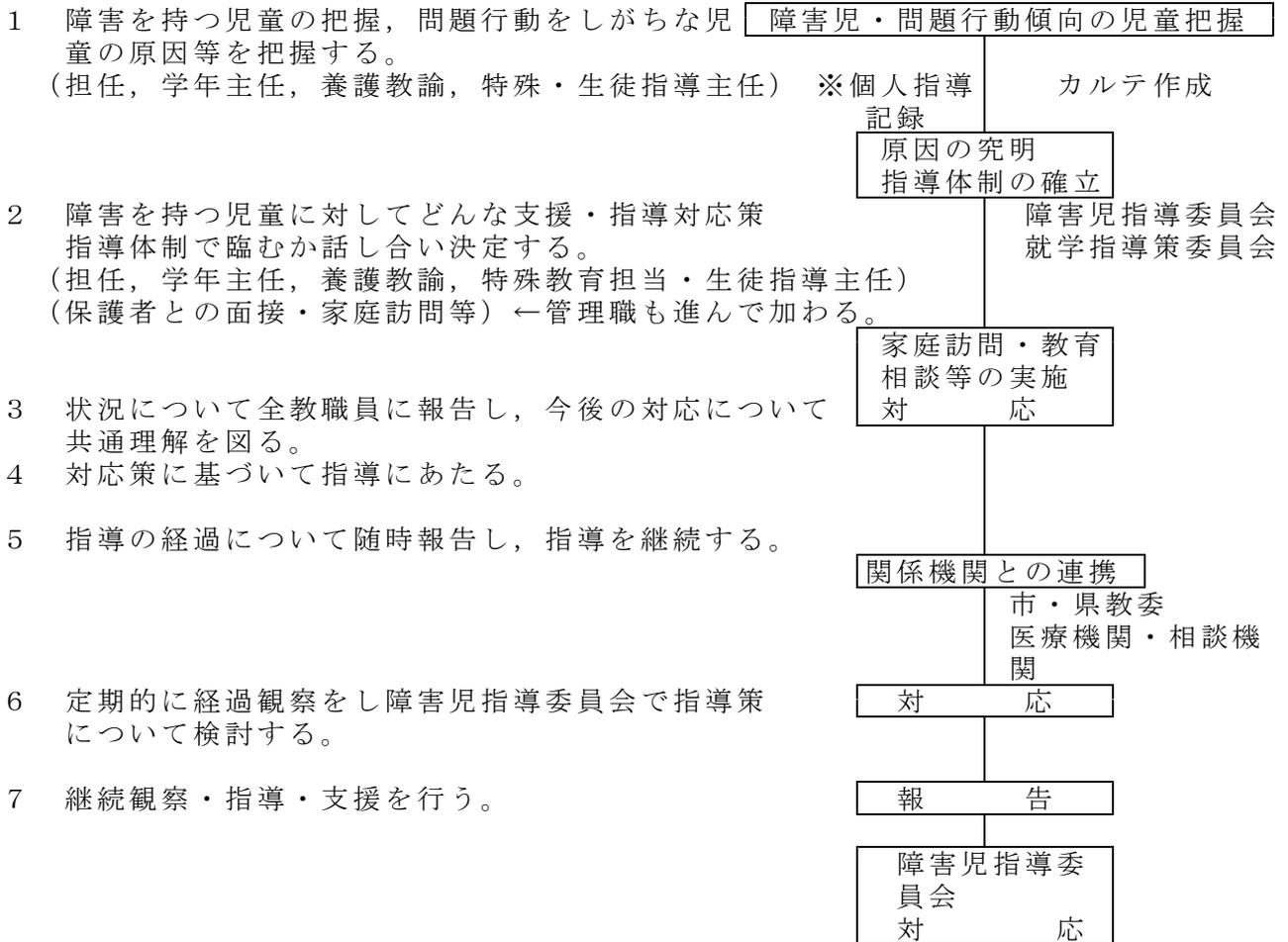


【 4 】 特別支援を有する児童（障害児・ADHD・LD等）への対応

事前の対応 全教職員共通理解の基に継続的な指導・支援の展開実施

- (1) 高田小内における指導連携，協力体制の確立→校内就学指導策委員会の設置
- (2) 学年当初，障害児に対する指導の全体研修の実施→異動職員にも指導・支援のあり方を知っていただき，児童理解・全校体制の確立を図る。
- (3) 学習障害の実態把握 → 生育歴，各教科の学習・学習活動・各種検査「個人カルテの作成」→ 日常の観察，問題行動のパターン，配慮事項，投葉等・継続記録」
- (4) 発作時の支援体制の → ☆児童にとって少しでもよりよい支援のあり方の構築確立に全教職員が努める。
☆担任一人では押さえ切れない場合は，学年，管理職，近くの教職員でトラブルの場から離れさせ，落ち着くまで押さえる，見守る。
- (5) 家庭＜保護者＞との連携・協力体制の確立 → ※緊急連絡先
- (6) 校外の関係諸機関との連携，協力体制の確立 → 教育委員会（担当指導主事）指導主事を通じての保護者の考えの把握，教育相談所，病院・医療機関，児童民生委員との連携
- (7) 学校に障害を待つ児童の気持ち受け入れられ思いやれる雰囲気を作る。
- (8) 明るく思いやりのある学級，学校作りを推進する。

※ 細かく丁寧な「個人指導記録（カルテ）」の実施→次の学年への橋渡し・対策につなげる等



【 5 】 変質者・誘拐への対応

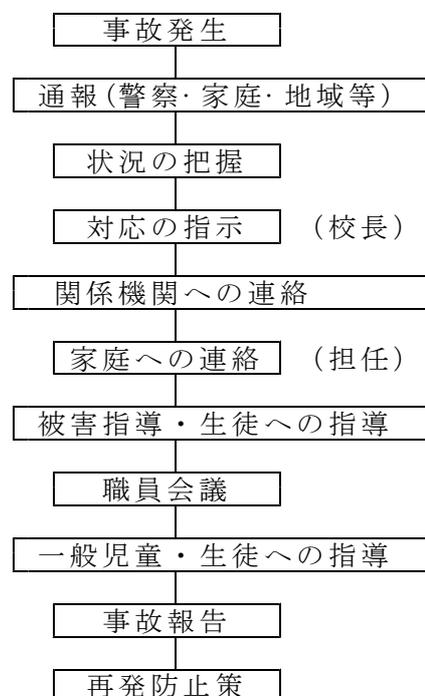
事前の対応 ☆下校時間の厳守パンザマスト
 ☆通学路の安全点検の実施 ☆定期的なパトロールの実施

※帰宅後の遊びは、パンザマストによってやめて帰る。

- ① 安全な登校について日常指導しておく。
 - ・登校時は、通学路を2人以上で歩く。
 - ・見知らぬ人の誘いははっきり断る。
 - ・明るい人通りのある道を通る。
- ② 異常を感じた時の具体的な対応について指導しておく。
 - ・救助の求め方（近くの家に。防犯ブザー 等）
- ③ 下校が遅くなる時は、1人で帰らず家庭に連絡するなど安全な下校の方法をとる。

☆被害を受けた児童の心情に配慮し慎重に対応する。

1. 通報を受けたら、まず校長へ報告する。
2. 学校に残っている児童には、下校させずに待機させたり、保護者に迎えにきてもらったりするなどのケースに応じた対応をする。
3. 校長は、緊急の措置を決定し関係職員に適切な対応を指示する。
4. 警察や市教育委員会に第一報を伝える。
5. 現場へ急行し、被害者を救済する。
6. 被害児童の家庭へ事実を連絡し事情を説明する。
7. 職員会議で経過や状況を説明し、指導や対策などを協議する。
8. 心情を理解しながら、今後留意することなどについて指導する。
9. 学級活動などを通じて安全指導をすすめる。
10. 関係機関（市教育委員会等）へ報告する。
11. 事故再発防止に努める。
 - ・保護者に注意を喚起する。



【 6 】 校外での問題への対応

日常の指導（事前指導）

- ①一人一人の児童生徒の学習面や生活面でのつまずき，悩み，心理的な歪み，発達上の問題，具体的な問題行動等を早期に発見できるよう教育相談を進める。
- ②問題が発生した際の連絡，対応の仕方についてマニュアルを作成し，いつでも誰でもが見えるようにしておく。
- ③学校と保護者・地域，関係団体・機関が密接な連携がとれるよう，日頃から情報交換や連絡会などの組織作りを行う。

1. 問題発生のお知らせがあった場合は，まず校長へ連絡する。
2. 場合によっては，早急に問題発生現場に急行し，被害者の救済をするなど現場での事態収拾を図る。
3. 校長は緊急の措置を決定し，関係職員に適切な対応の指示を与える。場合により，警察や市教育委員会に一報する。
4. 事実を迅速・的確に把握する。
 - ・問題行動の直接の原因や背景，被害の状況
 - ・場合により，関係学校の生徒指導主事，学年主任等と連絡を取り合い，事実確認をする。
5. 職員会議を開き，指導方針を確認する。
6. 家庭に連絡し，事情説明の上協力を求める。
7. 関係機関・学校等へ連絡する。
8. 学級活動や全校集会などを通じて，同様の事故再発防止に努める。
(場合により各家庭に文書等で事故防止を呼びかける。)
9. 市教委等へ事故の経過と指導内容について報告する。

